特定非営利活動法人　芦屋市体育協会の表彰等に関する規程

第１条 この規程は、本会の表彰に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第２条 この規程に定める表彰に該当する候補者（以下表彰候補という）については、本会の理事また

は加盟団体より別紙の様式により会長あて推薦書を提出するものとする。

第３条 本会の表彰に関する事項の審査は総務委員会が行う。

第４条 総務委員会は受彰候補、その他より表彰予定者を選考し、理事会の承認を経て受彰者を決定す

る。会長は毎年度理事会その他の機会に、受彰者に表彰状ならびに記念品を贈って表彰する。

第５条 本会の表彰は次の区分によって行う。

1　運営に関するもの

　　顕功章 － 多年、本会または加盟団体の役員として、その発展に特に顕著な功績が認められるもの

　　功績章 － 多年、本会または加盟団体の役員として、その発展に特に顕著な功績が認められるもの

　　功労章 － 多年、本会または加盟団体の役員として、その発展に特に顕著な功績が認められるもの

２　実技に関するもの

　　栄誉章 － 全国大会に出場して優勝したもの

　　亜栄誉章 － 全国大会に出場して２・３位の成績をあげたもの

　　殊勲章 － 地方大会（数府県参加）に出場して優勝したもの

　　健闘章 － 県大会に出場して優勝したもの

　　敢闘章 － 地区大会（数都市参加）に出場して優勝したもの

　　青雲章 － 学生、生徒、児童でそれぞれ以上に準じる成績をあげたもの

　　　尚、殊勲章、健闘章に該当する大会において準優勝の成績をあげたものについては健闘章、敢闘

章を贈ることができる。

３　精励章 － 運営、実技それぞれにおいて前２項に該当しなくても多年社会体育振興に寄与したも

　の

４　その他

　　以上の区分にかかわらず、加盟団体が特に推薦したもの、ならびに以上の定めに該当しなくても総

務委員会が特に推薦したもの

第６条 本会の表彰の外、会長は理事会の同意を得て市長にスポーツ賞の功績表彰者を推薦する。

　　芦屋市スポーツ賞　－　本市の体育・スポーツ振興のため３０年以上普及奨励等卓越（功績表彰）

な貢献のあった個人又は団体その他、特に推薦するもの

第７条 会長は、理事会の同意を得て本会運営のために協力したものに感謝状を贈ることができる。

補則　本規程第５条１項の「多年」についての基準は、およそ次の年数とする。

　　　　顕功章　２５年、功績章　２０年、功労章　１０年

附則　本規程は平成１８年５月１４日より施行する。

特定非営利活動法人　芦屋市体育協会の表彰等に関する規程（内規）

1　特定非営利活動法人芦屋市体育協会定款を基とする。

2　各種目協会上部団体主催の大会を対象とする。（例　兵庫県○○協会、全日本○○連盟）

3　年齢別、学年別、体重制の大会について制限を設けない。

4　等級制、部制のある大会では最上位を対象とする。（例　一級、一部）